

青木湖漁業協同組合 内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する、内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、こい、ふな、うぐい、うなぎ、いわな、しなのゆきます、おいかわ、わかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 組合は第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、前項野承認をするものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条1項の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
こ い		
ふ な		
う ぐ い		
わかさぎ	手釣り 竿釣り	1人2本以内

うなぎ		
ひめます		
いわな、おいかわ		
しなのゆきます		

(遊漁期間)

第4条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければ
ならない。

ア 魚 種	イ 期 間	
いわな	2月16日から9月30日 まで	
こい、ふな		ただし、日の出から日没 までとする
うぐい、うなぎ	周 年	
わかさぎ、おいかわ	周 年	
ひめます、しなのゆきます		

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次表のア欄に掲げる区域内においては、それ
ぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
青木発電所放水口を中心に100メートルの区域内	周年

(全長制限)

第6条 次表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大きさ
こい	全長18cm以下
ふな、おいかわ	全長10cm以下
うぐい	全長10cm以下
こい	全長30cm以下
うなぎ	全長30cm以下
ひめます	全長15cm以下
いわな	全長15cm以下
しなのゆきます	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第3項の規定により、納付する遊漁料の額は次のとおりとする。

(1) 再釣りによる遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊 漁 料
こい、ふな、うぐい、うなぎ、ひめます、いわな、わかさぎ、しなのゆきます、おいかわ	1 日	1, 000円
	1 年	4, 000円

(2) 前項の規定に拘わらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料

小学生以下の者	無料
中学生及び身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 大町市平 青木湖漁業協同組合事務所
- (2) 大町市平 青木湖、中綱湖周辺貸しボート店
- (3) 青木湖、中綱湖近隣の釣具店、コンビニエンスストア

前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し工事した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である

ことを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁の許可 令和5年12月1日)

※行政庁の指導により文言等変更となる場合がある。

別記

様式第1号 遊漁承認証（1日券）

(表)

遊漁承認証 No	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)

遊漁料 ¥ 1, 000 円

有効日 年 月 日 限り

一 日 券

青木湖漁業協同組合 印

(裏)

1. 遊漁区域 青木湖・中綱湖
2. 釣具漁法 手釣り・竿釣り
3. 対象魚種 こい、ふな、うぐい、うなぎ、ひめます、いわな
わかさぎ、おいかわ、しなのゆきます
4. 遊漁者は監視員の要求があったときは、遊漁承
認書を提示
しなければならない。
5. 遊漁承認書は他人に貸与してはならない。
6. 遊漁者は漁業者の迷惑となる行為をしてはな
らない。
7. 遊漁時間は日の出より日没までとする。
8. 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他人に迷
惑となる行為をしないこと。
9. 湖をきれいにするよう努力してください。
10. 遊漁時の事故については一切の責任を負いま
せん。

様式第2号 遊漁承認証（1年券）

(表)

遊漁承認証		No.
遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

・ 遊漁料 ¥4, 000円

・ 承認期間
発行日より 20 年より 3月 31 日まで

一 年 券

青木湖漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項

1. 遊漁区域 青木湖・中綱湖
2. 釣具漁法 手釣り・竿釣り
3. 対象魚種 こい、ふな、うぐい、うなぎ、ひめます、いわな
わかさぎ、おいかわ、しなのゆきます
4. 遊漁者は監視員の要求があったときは、遊漁承認書を提示
しなければならない。
5. 遊漁承認書は他人に貸与してはならない。
6. 遊漁者は漁業者の迷惑となる行為をしてはならない。
7. 遊漁時間は日の出より日没までとする。
8. 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他人に迷惑となる行為をしないこと。
9. 湖をきれいにするよう努力してください。
10. 遊漁時の事故については一切の責任を負いません。

様式第3号 漁場監視員証

(表)

漁場監視印証 No.

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

(住所)

(氏名)

(年齢)

有効期限

発行者

青木湖漁業協同組合 印

(裏)

注意事項

- ① 漁場監視員証は監視員証を携帯し、監視員腕章をつけること。